

条例の見直し調書

		作成年度	平成21年度
条例名	自然環境保全条例		
条例番号	昭和47年神奈川県条例第52号	法規集	第5編第2章第1節
所管部局室課	環境農政部緑政課		
条例の概要	自然環境の保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域の指定、当該地域における行為の規制その他自然環境の維持及び回復について必要な事項を定めている。		
検討	視点	検討内容	備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	自然環境を保全することが必要な地域については、自然環境保全地域を指定して、一定の行為を規制する必要がある。自然環境保全法では県がこうした地域の指定等をするにあたっては条例で定めることとされているため、本条例は必要である。	
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	この条例に基づき指定された自然環境保全地域は、現在においても良好な自然環境を有しており、県民の健康で快適な生活の確保に寄与している。 また、この条例に基づき、県と開発行為者が締結する「みどりの協定」は、開発区域内の緑地を維持保全するため有効に機能している。	自然環境保全地域の指定状況 (平成22年3月31日現在) 70地域、11,236.4ha (うち、特別地区は、石砂山自然環境保全地域内の33.5ha)
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	普通地区については届出制とし、特別地区については許可制として、それぞれの区域内における行為に対し必要最低限の規制を定めることにより、指定時の良好な自然環境の保全が効率的に行われている。 なお、自然環境保全地域の巡視等を行う自然環境保全指導員については、効率的な配置を行っていく。	
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	自然環境の保全を総合的に推進し、現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的としており、神奈川の自然環境の保全・再生を推進している「神奈川力構想」に適合している。	
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	自然環境保全法及び環境基本条例の本旨を達成するため定められており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他	生物多様性の確保を目的に追加し、特別地区の規制強化等を規定した改正自然環境保全法に準じて、生物多様性の確保を目的に追加し、特別地区の規制強化等を図る条例改正を検討する。	自然環境保全法の改正 ・平成21年6月3日公布 ・平成22年4月1日施行
見直し結果	改正・廃止の必要はない。 <u>改正・廃止を検討する。</u>	理由	特記事項
		平成22年4月1日に施行予定の改正自然環境保全法に準じた規制等を行うための改正を検討する。	
次回見直し予定	未定	見直し規定の有無	有 無